

商工会会員の皆様へ

平成17年4月1日全面施行される
個人情報保護法にも対応!

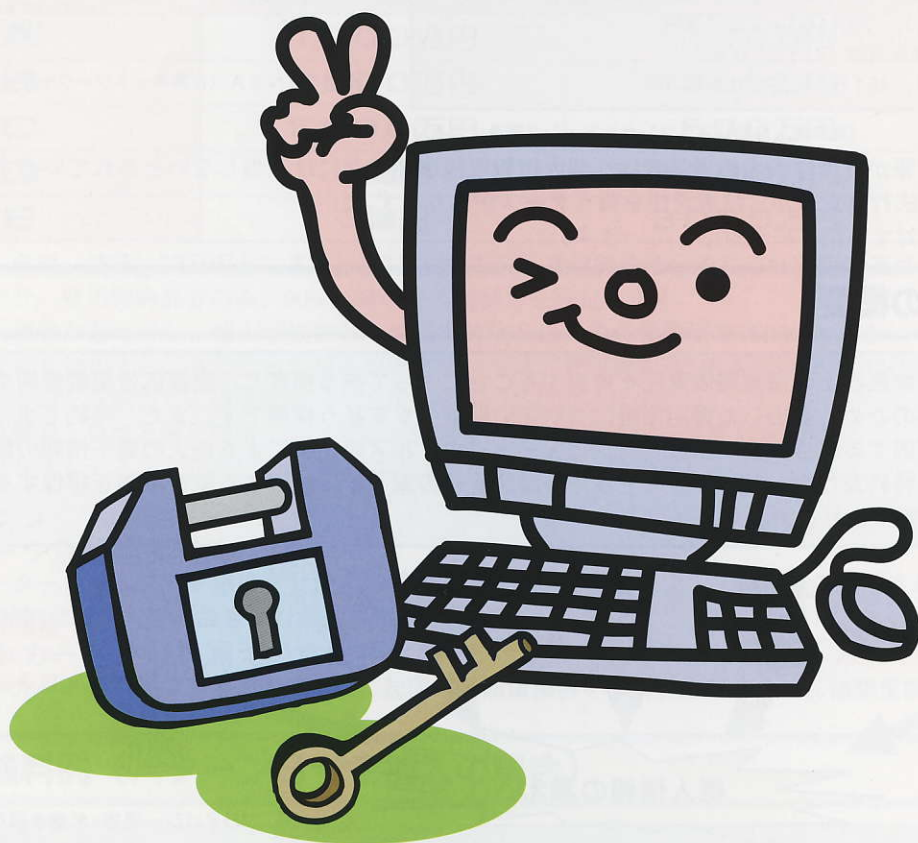
全国商工会個人情報漏えい保険制度

(個人情報漏えい保険 団体契約)

改訂版

<制度の特長>

- ①個人情報漏えい対策について、リスク診断サービスを無料提供いたします。
- ②個人情報保護法に対応した商工会会員専用の商品です。(使用人等の故意も対象、他)
- ③一般で加入するより割安な保険料で加入できます。
- ④各種費用補償(見舞金費用・謝罪広告費用・コンサルティング費用等)が充実しています。



中小企業Pし
保険加入者は
5%の割引が
あります!

保険期間：2005年4月1日午後4時～2006年4月1日午後4時
募集締切日：2005年2月末日

中途加入は毎月受付ます

(申込日の月の翌々月の1日の午前0時保険開始でご加入いただけます。)

全 国 商 工 会 連 合 会

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

今なぜ「個人情報漏えい」対策が必要なのでしょう？

インターネット等の情報通信や情報機器の発達、業務形態の変化(アウトソーシングの活用や派遣社員の増加)により大量の個人情報
 が瞬時に漏えいするリスクが増大しています。また、平成17年4月の個人情報保護法の全面施行を控え、プライバシーに対する
 個人の意識が高まってきています。万一、個人情報が漏えいすると、被害者への損害賠償金や訴訟費用、謝罪広告やお詫び状郵送費
 用等多大な経済的損出が発生します。

最近、様々な個人情報漏えい事例が発生しています

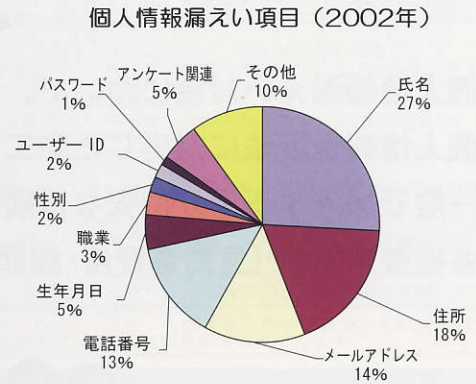
<民事責任の例>

損害賠償金 (判例)

- ・市住民基本台帳流出 (22万人)
 損害賠償額 15,000円/人×3人 = 45,000円 (2002年7月11日最高裁)
 (最大想定額 15,000円/人×22万人 = 約33億円)
- ・ダム建設住民投票の署名名簿を公開 (186人)
 損害賠償額 50,000円/人×186人 = 930万円 (2003年10月17日高松高裁)
- ・(係争中の事例) エステサロンアンケート流出 (5万人)
 請求額 10万円/人×13人 = 130万円

見舞金

- ・コンビニカード会員情報漏洩 (115万人)
 見舞金 500円/人× 115万人 = 5億7,500万円
- ・クレジットカード個人情報 (信用情報を含む) 漏洩 (79,110人)
 見舞金 1,000円/人× 79,110人 = 7,911万円
- ・ADSLサービス個人情報漏洩 (451万7,039人)
 見舞金 500円/人× 451万人 = 22億5,500万円



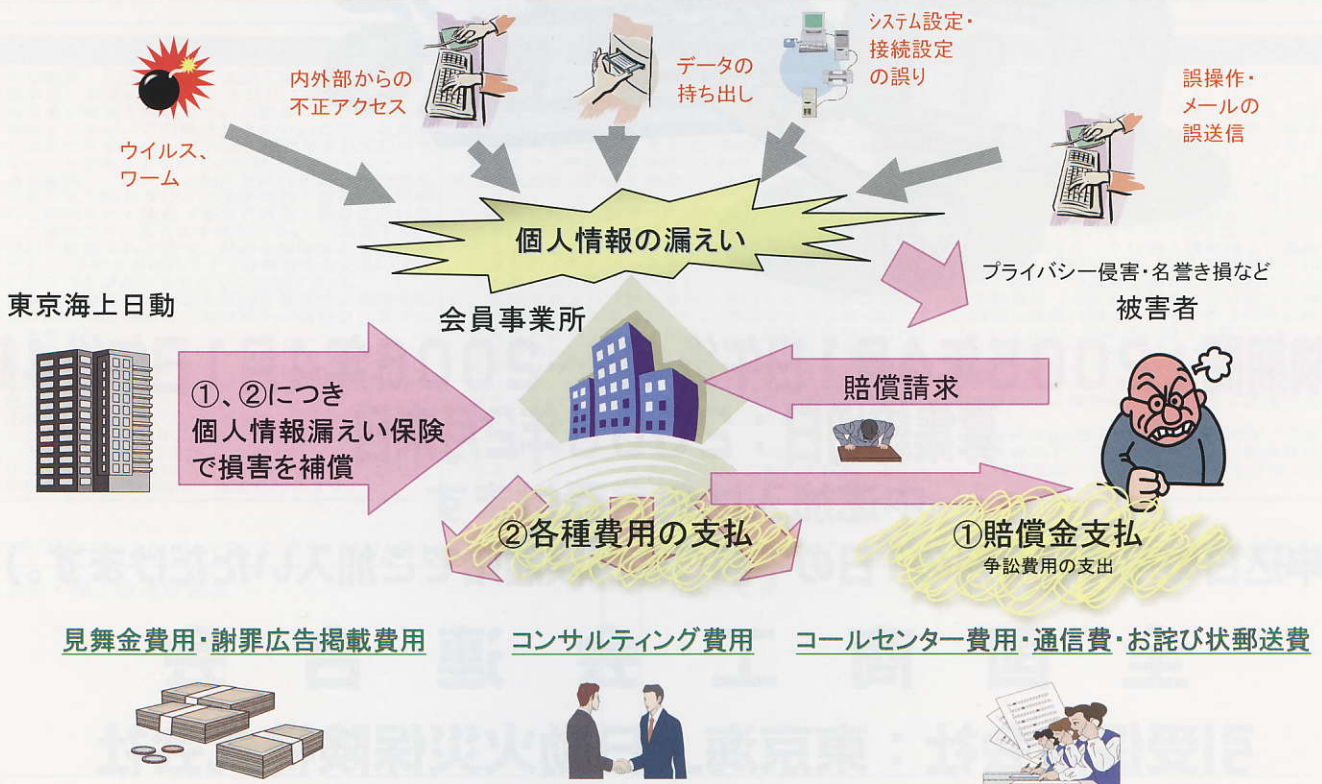
出所：JNSA (日本ネットワークセキュリティ協会)

(東京海上日動リスクコンサルティング調査による。)

*個人情報保護法上、取扱個人情報が5千件未満の事業者は「個人情報取扱事業者」には該当しないとされていますが、個人情報の漏えいに対する民事法上の不法行為責任から賠償責任を負うケースがあります。本保険はそのような賠償責任に対する損害にも対応しています。

個人情報漏えい保険の概要

個人情報が漏えいし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害と、謝罪広告掲載費用やお詫び状作成費用等、被保険者が事故対応のために支出した費用損害について、保険金を支払う保険です。また、特約でホームページの運営・電子メールの送受信に起因する事故による損害(コンピューターウィルスの感染による他人の電子情報の損壊等)も対象とするネットワーク危険担保特約及びクレジットカード番号や暗証番号の漏えいに起因する賠償損害を担保するクレジットカード番号等漏えい危険担保特約があります。

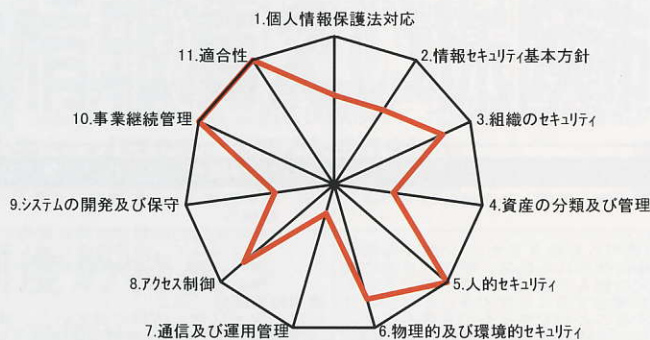


リスク診断サービス（無料）

会員事業所の情報漏えいリスクの軽減にお役立ていただくため、ご加入者に対し東京海上日動リスクコンサルティング（TRC）のリスク診断システムを無料で提供いたします。

（診断結果サンプル）

1. 個人情報保護法対応
2. 情報セキュリティ基本方針
3. 組織のセキュリティ
4. 資産の分類及び管理
5. 人的セキュリティ
6. 物理的及び環境的セキュリティ
7. 通信及び運用管理
8. アクセス制御
9. システムの開発及びメンテナンス
10. 事業継続管理
11. 適合性



（外側にいくほど安心のレベルが高いことを示しています。）

お引受けパターン・特約

パターン	賠償責任部分		費用特約部分 (*2)
	てん補限度額 (1請求・期間中)	サブリミット (*1)	てん補限度額 (1請求・期間中)
A	1000万円	100万円	100万円
B	3000万円	300万円	300万円
C	5000万円	500万円	500万円
D	1億円	1000万円	1000万円
E	3億円	3000万円	3000万円

・免責金額 1事故（請求）10万円とします。（賠償責任部分、費用特約部分それぞれ別個に適用されます。）

・縮小てん補割合 費用特約部分のみ、90%の縮小てん補割合を設定します。

（*1） 個人情報漏えいし、他人が被害者への損害賠償金以外の各種費用を支出したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、費用特約（「個人情報漏えい対応費用担保特約条項」）部分のてん補限度額と同額のてん補限度額（サブリミット）が設定されます。

（*2） ・見舞金・見舞品購入費用については、謝罪先1人あたり500円を限度とします。
・コンサルティング費用については1事故あたり300万円を限度とします

<オプション>

ネットワーク危険担保特約

コンピューターウイルス等を感染させ他人の業務を停止させたことによる損害賠償請求されたことによる損害などを担保します。（本特約は使用人等の故意は対象外です。）

クレジットカード番号等漏えい危険担保特約

クレジットカード番号や暗証番号の漏えい起因する賠償損害を賠償責任部分のてん補限度額の10%を限度に担保します。

年間保険料例（パターンBでご加入の場合）

業種区分/売上高	5千万円	1億円	3億円	5億円	10億円
一般小売業・飲食業・自動車販売業	75,000円	75,000円	約8万円	約10万円	約13万円
卸売り・商社業	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	約8万円
建設業・農林水産業・鉱業	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円

* 保険料は業種と売上高および質問書の回答結果によって決まりますので、当社代理店・扱者にお問い合わせください。

加入方法

1. 加入資格者：商工会の会員事業者。
2. ご加入にあたっては「加入依頼書」「質問書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、募集代理店・扱者にご提出ください。
3. 掛金は、保険開始月の27日（金融機関休業日の場合翌営業日）に引落としとなります。なお、通帳には「MBS. ショウコウカイK J」「メイジヤスタビジネスサービス」等と記帳されます。

保険金のお支払い対象となる損害

個人情報のデータベース化を外部業者に委託したところ、当該業者の従業員が個人情報をフロッピーディスクにコピーして社外に持ち出し、名簿業者に横流した。自分の情報を提供した覚えの無い相手先からダイレクトメールを受け取り不審に思った顧客からの問い合わせにより、上記漏えいの実事が判明した。顧客全員（10万人）にお詫び状を送付する等の対応をとったが、個人情報を漏えいされた顧客の一部（5000人）が、プライバシーの侵害を理由に損害賠償請求訴訟を提起した。その結果、1名あたり15,000円の損害賠償金を支払うことを命じられた。

<p>損害額</p> <p>①損害賠償金・争訟費用 損害賠償金…15,000円×5,000人=7,500万円 弁護士費用…500万円</p> <p>②各種費用 お詫び状作成・郵送費…100円×10万人=1,000万円 上記の損害額の合計 9,000万円</p>	<p>保険金支払額 パターンDの 場合</p> <p>①損害賠償金・争訟費用 7,500万円+500万円=7,990万円</p> <p>②各種費用 (1,000万円-10万円)×90%=891万円 合計保険金お支払額 8,881万円</p>
---	---

保険金のお支払い対象となる損害

<p>本保険で対象とする「個人情報」の定義は以下の通りです。</p> <p>「個人情報」とは… 「個人（被保険者の使用人を除きます。）に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。）をいいます。ただし、当該個人情報の記録媒体が国内に所在するものに限りします。」</p> <p><補足説明> ・被保険者の使用人（従業員、短期労働者または派遣社員等、実質的な使用従属関係が認められる者）に関する情報は本保険の対象には含まれません。ただし、人材派遣会社の場合には「派遣登録社員」については、雇用関係の有無を問わず、本保険の対象となります。 ・国内に所在する個人情報のみを対象とします。（記録媒体の所在地で判断します。）</p> <p>賠償責任部分（注1） 個人情報が発見し、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金を支払います。</p>	<p>(例) 損害賠償金・争訟費用（弁護士への着手金、成功報酬等）</p> <p>注1：初年度契約始期日以降に発生した個人情報漏えいについて、被保険者に対し保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。</p> <p>費用特約部分（注2） 保険期間中に個人情報が発見し、被保険者が事故対応期間(注3)内に下記費用を支出したことによって被る損害について保険金を支払う。</p> <p>(例) 謝罪広告費、会見費用、お詫び状作成・送付費用、見舞品購入費用、コンサルティング費用、コールセンター費用</p> <p>注2：保険期間中に個人情報が発見し、漏えいした事実が公表の機関への報告やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。</p> <p>注3：個人情報が発見された時から180日以内に支出した費用に限りします。</p> <p>ネットワーク危険担保特約部分 記名被保険者が日本国内においてホームページを管理・運営すること、および被保険者または使用人等による電子メールの送信もしくは受信に起因することによって下記に掲げる事由により、他人の業務の遂行の</p>	<p>全部もしくは一部の休止または阻害、または他人の電子情報の消失または損壊させたことにより、保険期間中に被保険者に対して日本国内において損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>・コンピュータ・ウイルス等の感染 ・第三者（使用人等を除く）による不正アクセス ・被保険者または使用人等が電子メールで発信した電子情報の取壊し ・第三者（使用人等を除く）の人格権侵害。ただし個人情報（の漏えい）起因する人格権侵害は除く（前記「賠償損害部分」で対象となる。）</p> <p>クレジットカード番号等漏えい危険担保特約部分 クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されて他人に経済的な損害が生じたことに起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、賠償責任部分のてん補限度額に10%を乗じた金額を限度とします。 また、賠償責任部分の保険金とあわせ賠償責任のてん補限度額を限度とします。</p>
--	---	---

保険金のお支払対象とならない主な損害

<p>賠償責任・費用特約共通部分</p> <p>(a) 保険契約者、被保険者の故意 (b) 保険契約者、被保険者またはそれらの法定代理人が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識しながら行った行為に起因する損害 (c) 日本国外に所在する個人情報（記録媒体の所在地で判断する。）が漏えいしたことによって生じた損害 (d) 被保険者の使用人の個人情報が発見したことによって生じた損害 (e) 戦争、暴乱、暴動、そうじょう、労働争議によって生じた損害 (f) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じた損害 (g) 初年度契約始期日以前に個人情報が発見したことによって生じた損害 (h) 保険契約者または被保険者が、個人情報が発見するおそれが生じたことを初年度契約始期日以前に知っていた場合の損害 (i) 身体の障害または財物の損壊に起因する損害</p> <p>賠償責任部分</p> <p>(a) クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、それらの番号が使用されて他人に経済的な損害が生じたことに起因する賠償責任 (b) 特許権または商標権等知財産権の侵害に起因する賠償責任 (c) 被保険者または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任</p>	<p>(d) 株価や売上高が変動したことに起因する賠償責任 (e) 日本国外で損害賠償請求を提起されたことに起因する賠償責任</p> <p>費用特約部分</p> <p>(a) この保険契約と同種の損害に対して保険金を支払う保険契約の保険料 (b) 金利等資金調達に関する費用 (c) 被保険者の法定代理人の報酬・給与 (d) 被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者がその対応のために支出した訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用（賠償部分の支払対象となる。） (e) 被保険者が支出するかどうかを問わず、ネットワーク構成機器・設備の修理、回収、代替、検査、交換または改善に直接要する費用 (f) 事故対応期間（事故発生日の翌日から起算して180日まで）経過後に支出された費用</p> <p>ネットワーク危険担保特約部分</p> <p>(a) 初年度契約の保険期間の開始日（加入者証に異なる日付が記載されている場合には、その日付を適用します。）より前に行われた対象業務に起因する損害賠償請求 (b) この保険契約の保険期間の開始日（加入者証に異なる日付が記載されている場合には、その日付を適用します。）より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求</p>	<p>(c) 電子マネー（出入金など金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の働きをするものをいいます。）に起因する損害賠償請求 (d) 記名被保険者の使用人等による犯罪行為、不正行為、不正アクセスまたはゲリラ活動等の侵害行為に起因する損害賠償請求 (e) 記名被保険者の使用人等の故意、重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 (f) 記名被保険者の使用人等が他人に損害を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求 (g) ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求 (h) 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求 (i) 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した（対価の有無を問いません。）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 (j) 被保険者以外の者に管理を委託された、またはメンテナンスを行った（対価の有無を問いません。）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求</p> <p>クレジットカード番号等漏えい危険担保特約部分 前記賠償責任部分に準じます。</p>
---	---	--

ご契約の際のご注意

<p>1. 告知義務：ご加入の際には加入依頼書・質問表の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除されるか（この場合お支払いいただいた保険料も返還できません。）または、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p> <p>2. 通知義務：ご加入後、加入者証に記載された事項を変更される場合及びこの保険契約と重複する保険契約を締結される場合は募集代理店・扱者または弊社にご通知の上、直ちに手続き下さい。（重複する保険契約を締結された場合、契約を解除することがあります。）手続きが遅れますと保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。</p> <p>3. 保険金の分担：この加入契約と重複する保険契約が他にある場合保険金のお支払いが按分されますのでご注意ください。</p> <p>4. 口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合翌月に再度引き落としいたします。2ヶ月連続で引落しできなかった場合には、保険始期に遡って取消となりますのでご注意ください。</p> <p>5. ①廃業、倒産、吸収合併の場合、②商工会会員でなく中途退会の申出があった場合、を除き中途退会できませんので、ご注意ください。</p> <p>6. 中途退会する場合に、売上高・領収金に応じた保険料を計算し追加請求・返還を行います。</p>	<p>7. 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象ではありません。詳細については募集代理店または弊社までお問い合わせ下さい。</p> <p>8. 加入者証は内容を確認の上大切に保管してください。</p> <p>9. 募集代理店・扱者は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務を行っております。したがって募集代理店・扱者と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。</p> <p>10. 保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面にて募集代理店・扱者または弊社にご通知下さい。事故発生のご連絡が遅れたり、損害が確定した日から30日以内に保険金請求書その他必要書類のご提出がない場合には、保険金のお支払いができなくなる場合がありますのでご注意ください。</p> <p>11. 保険始期日（中途加入の場合は補償期間開始日）現在で有効な中小企業PL保険のご契約が存在する加入者は、本保険の保険料を5%割引いたします。</p>	<p>12. この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、弊社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者の方と示談交渉を進めいただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。なお、弊社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。</p> <p>13. このパンフレットは個人情報漏えい保険（施設所有（管理）者特別約款（個人情報漏えい保険用）に基づく契約）の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他この保険の詳しい内容は募集代理店・扱者または保険会社にご照会下さい。なお、詳細は約款をご覧ください。</p> <p>14. この保険は全国商工会連合会を保険契約者とし、商工会の会員を被保険者とする個人情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、全国商工会連合会が有します。</p> <p>15. 保険料は100事業者以上の金額です。ご加入者数が99事業者以下となった場合には、保険料の引上又はてん補限度額の引下げ等の変更をさせていただきます。予めご了承下さい。</p>
---	---	--

※事務管理代理店は限るさとサービスです。募集は下記「お問合せ先」欄に記載されている募集代理店・扱者が行いますので、ご加入方法・商品内容等のご質問は下記募集代理店・扱者までお尋ね下さい。

<p>商工会・商工会連合会名</p>	<p>お問合せ先</p>
---------------------------	---------------------